

予算決算委員会産業建設分科会会議記録
(補正予算審査)

1. 日 時	令和7年9月4日 9時30分開会 令和7年9月4日 15時 4分閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	荒木礼子座長、隅田雅春副座長、金崎美和委員、渡辺拓道委員、大内正博委員、上田英樹委員
4. 欠席議員	なし
5. 参考人	なし
6. 傍聴人	なし
7. 会議に付した事件	議案第56号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第6号） 議案第60号 令和7年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第1号） 議案第61号 令和7年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算（第1号）

8. 議事の経過	開会 9:30
【分科会】	荒木座長 開会宣告 荒木座長 あいさつ
■日程第1 議案第56号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第6号）	
まちづくり部	
【主な説明】	地域整備課 補正予算書に基づき説明
【主な質疑】	上田委員 補正予算書17ページの市営駐車場管理費の防犯灯ですけど、これを設置するのは塀によって死角ができるということで必要だと思っんですけども、これは地元等から要望があったものなのか。塀をつくったので、ここには防犯灯を設置しなければな

らないというようなことで設置することになったのか。また、塀については、郵便局の南側とか、歴史美術館の東側の駐車場にもあるんですけど、その辺はついているのか。ついていなかったら今後どう考えてるのか。そのあたりの設置に至った経緯と今後の方向性を教えていただきたい。

まちづくり部

もともとの話が出ていたのが令和6年2月の篠山のまちなみ保存会から塀の新設工事をしていくと、一段と駐車場が暗くなるという懸念の話がありまして、照明の設置をお願いすると希望されたものです。その他の駐車場について、同様のか所があれば同じような視点で今後検討していきたいと思うんですけども、それもそれぞれの地元の意向を確認しつつ、検討の余地があると考えますが、その他の場所についてはまだ動いてない状況です。

上田委員

そしたら、まちなみ保存会から要望があったということですね。さっき言った2か所については保存会はないので、篠山城下町まちづくり協議会ですね。その辺はやはり要望があったから河原町だけではなく、ほかの状況も考えて検討頂きたいと思います。もちろん明るさ等の面もあると思うんですけど、同じ駐車場の塀をつくったという中で考えていただきたいと思っています。

もう1点、39ページの道路維持管理費の件です。その中で2点あるんですけど、まず1点目、令和2年が1番古くて、令和6年が1番新しくて、総体から言えば令和6年の要望が1番多いんですけど、これはどのような順位づけをされているのか。まだまだ要望か所があって、今回の補正では金額的に無理なので、早急にやりたいんだけど、少し待っていただいているところがあるのか。その辺の状況を教えてください。

まちづくり部

今回、上程しているもののほか当初予算から計上しているものは古いもので令和2年度の要望から取り組んでいるものがありますが、舗装の施工延長が長いために複数年にまたがって施工するものでして、市内全体的に補修の範囲が広がっているために、公平性の観点からも、その執行の順序を保留頂いているようなか所はあります。令和7年度に取り組んでいる路線の中でも、古い案件もあるんですけども、総体的に令和5年度、令和6年度に要望を受けたものを、現在は中心に取り組んでおり

ます。継続して取り組んでいる補修以外は、それほど長い間、お待ち頂いてるようなものではありません。

上田委員

今年で過疎計画が終わって、新たな過疎計画が国に認定されれば続くということになるんですけど、この中でも区分としては過疎債を使った補修が大分あるんですけど、過疎債はやはり財源的に有利だということで、過疎地域を優先しておられるのか。いやいや、一般財源でもどうしても必要なところは優先されてるのか。過疎債が充当できるところは、全て過疎債で賄っていかうという考えを持っておられるのか。その辺りの過疎債と市単独財源の考え方を教えてください。

まちづくり部

担当課としましては、市民からの要望に応える形で修繕を行っていますので、過疎債が適用できて財源が確保しやすい方面の修繕を集約するというようなことは特に行っていないで、生活に密着したものや支障の度合いに応じて取り組んでいますので、市内全体的に公平に取り組むように気をつけております。

隅田副座長

補正予算書 40 ページの国庫補助道路整備事業の減額ですが、橋梁の調査は、国のほうから点検するという指導が出てくると思うんです。今の説明では、199 か所の橋梁の点検をするのが 48 橋に減少した。点検した結果、それほど問題ないものは、今回は手つけないというような説明だったかと思うんですが、橋梁の点検は順調に進んでいるのか。橋梁の整備が遅れたりはしていないのか。その辺りもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

まちづくり部

点検については、5 年に 1 度、施設を点検すると法律で決められていまして、今年度に計上した点検については、前回、令和 2 年度に点検しております。その 5 年後に当たるのが令和 7 年度なんですけども、現場のいろんな橋の架設の条件によって、今回、予算の執行のほうで、委託のほうで点検を行うものは、人力ではなかなか寄りつけないような、河川からの高さが高いところ、点検車両を使わないと点検できないようなところを中心に委託に発注しております。その他、前回の点検の判定で損傷度が低いものについては、危険性が低いために、次年度に先送りをするという方法をとっております。点検が遅れるから危険性が増すというようなものではないというふうに判断しております。あと、その点検結果に基づいて策定している修繕の

	<p>計画もありますが、それについても、損傷度の高いものは、おおむね一巡目の点検が終わった令和5年度までの間に補修は終えておりますので、今年度の当初予算で計上していたものも予防保全の観点から補修を行うというもので、計画的に橋の補修に取り組んでいますので、そういう意味でも、来年度に先送りすることでも市民さんへの影響は少ないと考えております。</p>
隅田副座長	<p>再度確認ですが、市内には800ちょっとの橋の数があったと思うんですが、基本的にはちゃんと点検がされて、危ないところは補修もしておるので、整備ができていないというような橋はないという認識でいいということですね。</p>
まちづくり部	<p>その認識で間違いありません。実際、私たち職員のほうでも現場を見る限り危険性が高いという橋は確認されていませんので、安心しております。</p>
渡辺委員	<p>予算書39ページ、土木総務費の法定外公共物の維持管理補助金です。これについて要望が3件ほど上がっているというような説明でしたが、今回のこの金額は3件分ということですか。それとも、ここの資料で上がっている今田の部分だけでしょうか。</p>
まちづくり部	<p>現予算が20万円になっておりまして、今回追加で104万円ということになっております。要望の状況としまして、1件はもう要望を頂いており額もある程度予想しているものです。あと相談を1件聞いているところがあり、ある程度の金額をつかんでおりまして、実際にされるかどうかまだわかりませんが、相談があります。もう1件については、今後の要望に対して、相談をある程度、聞いておりまして、その枠取りということで、今のところ50万円の枠取りをとっていきたいということです。</p>
渡辺委員	<p>分かりました。資料にある市原の分に関しては、これは道路維持管理費ですということですか。</p>
まちづくり部	<p>道路維持補修費の一覧表、6ページの最下段に書いてあります今田町市原の法定外道路については、現場の道路が市道の認定はない道路ですけども、複数の住戸が張りついた生活道路として、土地の底地も民地の登記の状態が残っていたものです。それについて、補助金による支援なのか、市によるものなのか、財産が個人であるために、市では取り組めなくて、市民さんで直していただくのかというような議論をしたんですけども、実</p>

際、道路の形態としては生活道路に影響されていますので、これは市のほうで、一定、今まで補修も市民さんで取り組まれましたので、これ以上の市民さんによる補修が困難というふうに判断したため、今回は市で改修を行うよう計上しております。

渡辺委員

旧町によって市道というか町道の認定状況が違っていたと思います。また、今田町については民間の開発等も結構あったりして、それで道がついたところがあったりするんですけども、ここについては、里道というふうにしては結構、幅員もあるし、底地がどういう状況になっているのか私も詳しく分からないのですが、今の話では、所有者がちゃんと分かる状態というようなことなんですけども、これについては、もしこれに公金を入れていくというようなことなら、そういう運用ではなく、きちんと市のほうで預かって、市道認定して、交付税も僅かではありますけども、算定延長にきちんと入れて管理していかないといけないぐらいの道路ではないかと思うんですけども、その辺り、法定外道路の市道認定についてはなかなか難しい課題があるんでしょうか。

まちづくり部

この今田町市原の件については、3年ほど前にはじめて要望頂いて、土地の調査も実施した上で、未登記の個人名義の開発につくられた道路であるということがその時点で判明しておりましたので、その時点で、市としては、一旦、公金の投入が不可ということでお断りをしておりました。その際に、断るだけではなくて、財産が整理されて、市に寄附を頂ければ市としてきちっと取り組みますというような回答はしていたんですけども、実際相続のほうとかで、なかなか簡単に整理ができないということと、まだ土地が分筆されていないということもありましたので、その土地を分筆して道路の部分だけを寄附を頂くための費用の負担というのも課題にはなっておりました。それで今回は、さらに道路の状況が悪化したため要望を頂いて、それを内部でも市長とも協議した上で、土地の整理というのを条件とまでは課さないけども、今回、補修を行う以上は、整備に取り組んでくださいということは改めて申し上げているところです。

渡辺委員

今田全体は見えていないのですが、市原の市道認定状況もちよっと見せてもらいました。市原の中でも、ほかでもいくらか

民家があって、この部分がつながっていなかったら不便ではないかなというところも、認定されていない状況もあったりするので、ここもそうですけども、今後、市民の生活を守っていくに当たって、このあたりは公が責任を持つべき部分については、今後も継続して、きっちり整理をしていってもらえたらと思います。この部分については継続して考えてあげてもらえたらと思います。

まちづくり部（都市計画担当）

【主な説明】

地域計画課 補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

- 隅田副座長 補正予算書40、41ページの景観形成事業について、屋外広告物について、現在、相談受けている件数をお聞きしたいです。
- まちづくり部（都市計画） 現在相談を受けてるのは1件です。
- 隅田副座長 1件で75万円ということは、どれぐらいの大きさのものをどう変えようとされているのでしょうか。
- まちづくり部（都市計画） 改修の対象物が屋上に設置されている広告物となっています。改修には費用がかかりますので補助金上限の75万円が必要となると見込んでいます。
- 隅田副座長 補正予算書41ページ、都市計画事務費の篠山口駅周辺の改修です。JR西日本の「こさすて」を利用したいというような話だったと思うんですが、前回に大学生がイメージ図をつくっておられましたが、今回の計画には絵をかいてくれた大学生などは参加されていないのでしょうか。
- まちづくり部（都市計画） 「さこすて」の事業につきましては、地域が取り組むソフト的な事業となりますので、ハード的な事業ではありません。今回は地域から取り組みたい意向を受けました

渡辺委員

ので、市としても支援していく必要があると考え上程させていただきます。

今の補助金の件ですが、西日本コンサルタンツの伴走支援の資料はついてるんですけども、補助金は多分、まちづくり協議会かどこかに交付すると思います。実際の主体はまち協だと思うので、まち協さんは何をしようと思っていて、何に対しての補助金なのか。その取組に対してコンサルが幾らかアドバイスとかいろいろな支援してくれていると思うんですけども、この補助金でまち協が何をしようとしているのかという資料や説明がなかったなので、その部分を聞かせてもらえたらうれしいです。

まちづくり部（都市計画）

JR篠山口駅周辺まちづくり会議と味間まちづくり協議会が連携して取り組んでいくことになりますが、地域の方も、どのような手法を取れば活性化につながるか手探りの状態となっていますので、駅の活性化に向けて、ほかの地区で取り組まれているコンサルのアイデアや提案も頂きながら、今後の取り組みをまとめて次年度につなげていきたいという考えでおられます。

渡辺委員

そしたら、コンサルのほうに支払わなければならないお金ということでしょうか。

まちづくり部（都市計画）

はい。コンサル経費になります。

渡辺委員

そしたら自己資金も幾らかあるという理解でいいんですか。

まちづくり部（都市計画）

全額補助金となります。

金崎委員

同じ件ですが、それではこの89万1,000円は全てがコンサル料ということになるんですか。

まちづくり部（都市計画）

はい。そのとおりです。

金崎委員

そしたらそのコンサルの方が一体どういうふうなことを計画されているのかなど、そういう詳しい内容まではまだ決定はしていないんですか。

まちづくり部（都市計画）

地域がどのような取り組みを行えば活性化につながるか手探りのところなので、コンサルから、ほかの地区でどのような取り組みををされているのかなどのアイデアを頂きながら一緒に協議していくことにしています。

金崎委員

何となくざっくりとしか伝わってこないんですけど

まちづくり部（都市計画）	も、どういうふうにしてこのコンサルの方を選ばれたのか。まち協の方が選ばれたのでしょうか。
まちづくり部（都市計画）	地域の方が事業をお調べになっています。J R 西日本コンサルタントに委託する理由は、駅施設等を利用してイベント等を計画していくと、J R 西日本と調整をしていく必要があると思います。ただ、地域団体とか自治体だけでは、承諾を得られない場合があります。J R 西日本コンサルタントはJ R グループの一つでありますのでネットワークを駆使して、地域がやりたいことを実現するために調整が行えることが大きな利点であると考えています。
上田委員	まず根本的なこととして、この都市計画事務費の中で、なぜ補助金とされたのか。なぜ委託費にされなかったのか。補助金というのは、ある程度の取り組みをさらせるところに対して出すんですけど、なぜ委託費で計上されなかったのか。その辺教えてください。
まちづくり部（都市計画）	市の事業で取り組むのではなく、J R 篠山口駅周辺まちづくり会議に対して補助しますので、委託料ではなく補助金としています。
上田委員	そしたら確認ですけど、この補助金の相手先はまちづくり協議会ですか。
まちづくり部（都市計画）	補助金の相手先はJ R 篠山口駅周辺まちづくり会議です。
上田委員	はい、分かりました。そしたらまちづくり会議に補助されるということで、先ほどの質疑応答からすると、まちづくり会議がJ R 西日本コンサルタント株式会社のほうへどうしようかということで支援を求めるため、この補助金をもって委託契約がされるという流れですか。
まちづくり部（都市計画）	すこし補足説明させていただきます。まず、令和6年8月にまちづくり会議で、今後の駅周辺の将来ビジョンを定めたまちづくりビジョンを策定され、令和8年度からの本格的な取組に向けて、現在、別途プロジェクトチームの立ち上げなどを進められています。あわせて駅を活用したまちづくりを進めていますので、それに長けたJ R 西日本コンサルタントの「さこそすて」事業の取組

み経費を市から補助という形で支援をさせていただきます。地域のほうでは、駅を今後、どう活性化していけばいいのか、その手法等もまだ詳しくないという中で、専門のコンサルに取組内容をコーディネート頂きながら、令和8年度の本格実施に向けて検討実践していくためにまちづくり支援業務として補助を予定させていただいています。内容的にはファシリテーションとか、アクションプラン作成支援などをしていただく予定になっております。その中で、まちづくり会議が取り組むべき業務については、当初予算の中で取り組んでいただき、専門的な部分は、JR西日本コンサルタンツに支援をお願いする予定としています。

上田委員

多分、委員が分からないのは、添付資料で「さこすて」の事例だけが載っていて、全くこの補助金の趣旨とか目的とか、何に使うのかが分からないんです。最終的にはJR西日本コンサルタンツは「さこすて」というものを持って、様々な地域で、駅を中心した活性化をされているんですけど。実際にこの補助金がどこに支払われて、どんな内容で、市が100%の補助をして、どのようなものに使われるかというところが、補助金の審査のポイントだというふうに思っているんです。だから、「さこすて」の資料をだけ示されているので、委員もよく分からないのが今の状況だと思います。

渡辺委員

何回もお聞きしてあれですけど、私は補助をしてもらったらいと思うんです。通常、コンサルを頼むのならば100万円は用意しないとできないところ、JR西日本のコンサルタンツが幾らか地域貢献というような形で、安い費用でそういったことにも協力しましょうというようなイメージじゃないかなと思うんです。当初はもう全部、無料でしてくるのかなと思ったのですが、そういうわけじゃなかったと思います。今、部長が話されたのは、どちらかといと、まちづくり支援的な形での意味合いの部分ですけども、これは都市計画事務費として上がってきてるんです。ですので、どうしても、幾らかソフトの面もありますけども、ハードの面まで広がるような形の

話をされるのかなという思いもあったので、今回はもうここで上げてもらってるから構いませんが、できるだけ補助金の支出目的に合ったような枠組みの中で予算を見てもらうというようなことは考えてもらってもいいのかなというふうに思いますので、これまた今後の課題として考えてもらえたらと思います。

まちづくり部（都市計画）

はい。検討していきます。

農都創造部（農業担当）

【主な説明】

農都政策課 補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

上田委員

補正予算書 35 ページの環境創造型農業推進事業の中で、これは有機野菜給食食材補助金という名目なんですけど、今の説明の中では、オーガニック米の補助金だと思いますけども、実際、米だけなのか、野菜等もあるのか教えてください。

農都創造部（農業）

こちらは、化学肥料・農薬を使わずにつくっております特別栽培米のお米を金額です。ただし予算科目の中には、当初予算で有機給食に使います野菜の予算を計上しております。今回はいずれも、そういった同じ内容で給食に活用する食材ということで、こちらの科目で予算措置を進めています。

上田委員

有機もいろいろありますが、今回は特別栽培米ということで、今、慣行栽培もJAの買取り価格が本当にびっくりするくらいの値段がついているんですけど、25万7000円の根拠を教えてください。

農都創造部（農業）

積算の根拠につきましては、令和7年7月に、化学肥料、農薬不使用のお米の給食で使用する3日間分900キロの見積りを求めましたところ、1キログラムあたりの単価が912円、税込み価格、というような事業者からの提示となりました。現在の給食センターのほうで、通常使用しておりますお米も、農都のめぐみ認証の環境に配慮したお米なんですけど、こちらが1キログラム当たり564

	<p>円の買取り価格ということで、348 円が 1 キログラム当たりの差額ということになりました。これが 900 キログラム分ということで 31 万 3200 円が差額分として必要ということになりましたので、当初予算に上げておりました分との差額分が 25 万 7000 円ということになり、こちらの金額を計上しておるところです。</p>
隅田副座長	<p>補正予算書 35 ページの特産物振興事業について、兵庫丹波ブランド農産物の生産振興強化事業補助金のところで、栗の獣害対策ということで、もう予定していたのが終わったというような説明だったと思うんですが、追加で受けておられる件数と、栗の獣害対策ではどのような対応をされているのか。簡単な説明をお願いします。</p>
農都創造部（農業）	<p>今回、計上させていただいておりますものは、県に要望の申請を上げまして事業採択を受けたものが当初の予定よりも多かったので計上させていただいております。追加というわけではなく、当初の見込みより多くの採択が通ったという内容となっています。どのような対策があるかといいますと、やはり獣害柵が基本になってきます。そこに電柵を組合せて対策していくというのが基本になります。</p>
隅田副座長	<p>確認ですが、栗に特化した獣害対策というのではなくて、今までどおりの獣害対策を行うという中で、それが今回、栗が多く植わっているあたりに対応するというようなイメージですか。</p>
農都創造部（農業）	<p>本事業につきましては、栗に特化した事業となっています。県の丹波栗の郷づくり推進事業です。栗が特別に多いところというよりも、栗園を対象にしているという内容になっています。獣害対策につきましては、下からのものもあれば上からのものもございいます。サルなどはやはり電気柵で高いところまで上ってきた場合に撃退するというようなこともございいます。複合した獣害対策をしているところと同じような対策が基本になってまいります。</p>
渡辺委員	<p>環境創造型農業推進事業の食材補助金です。食材の調達費用が全体的に給食センターのほうも高くなってきてる中で、特にお米については、昨今の状況で上がってきています。大きな流れとして有機米を給食に入れていこうという部分は十分理解できるんですけども、この状況で、今年はちょっと予算的に厳しいから使用は見送るというような判断もあったのではないかと思うんですけども、その辺りについて、今後のこともあつたりするので、めぐ</p>

み米は何とか食べさせてあげようじゃないかというところで止めるというような判断もあるかと思います。どうしても、この有機米を、これだけの差額分を増額して、子どもたちに提供していかないといけないという部分については、どういう整理をされたのか。無理して増額してでも見送らずに。やろうというような判断になったのか。その判断について説明願いたいです。

農都創造部（農業） 本事業の取組の考え方については、令和4年度からオーガニックビレッジの取組を進めてきておる中での3年目を迎える中で、それを引き続き、多くの農家の皆さんや市民の皆さん、また年齢層を幅広く、市内の取組を周知していただきたいということを考えております。それは、この先には農業者にとっても裾野を広げるための一つの視点にならないかということと考えております。また子どもたちに対しても、食育という部分の観点での生産者の皆さんが講師となって、子どもたちへの関心を高めるための事業にも取り組んで頂いておりますので、そういった二つの視点から、幅広い層に有機農業、環境に配慮という点を学んでいただきたい、知っていただきたいということからこの取組を今年度も価格が向上する中でも、取り組んでいこうという意識で考えております。

渡辺委員

ただ推進はしていくにしても、キロ912円のお米を、なかなか給食とはいえ続けていくのも現実的にかなり難しいのではないかと思います。この部分について、来年度以降も継続して、今回やったからというような計画なのか。ここはちょっと考えてもらいたい。当然それを普及するのはいいんだけど、その部分を別に子どもたちへの提供も一つの方法やけども、もっと広く、この値段でもちゃんと説明を聞いて買ってもらう一般の消費者への情報提供とか、そういうような形で、その部分に関心を持っての方が、公費で出すのではなく、それぞれの消費者の方が支えていくという方向に行かないと、裾野を広げるという目的ではなかなか広がらないのではないかというふうに思うんですけども、もう現時点でこの値段で来年度以降も、この取組を続けていこうという考え方でおられるのか、ちょっと聞かせてもらえたらうれしいです。

農都創造部（農業） オーガニックビレッジの取組は有機農業実施計画というのを立てておまして、その中で、学校の子どもたちに有機野菜を広めていこうという趣旨でやっております。本年度につきましても米

と野菜ということでしたけれども、御指摘のとおり米の価格が高いので、来年度予算を組むに当たっては、有機野菜は続けるとしても、米については価格の動向を見て、費用対効果に見合った普及ができるのか、あるいは裾野が広がるのか判断しながら取り組んでまいりたいと思います。

隅田副座長

補正予算書 35 ページの担い手支援事業について、西吹の営農有志会とありますが、有志会のメンバーは何名なのか。また水稲となっておりませんが、何ヘクタールぐらいされておるのか、その辺りの説明をお願いします。

農都創造部（農業）

この有志会は7世帯で事業を進められております。現在、水稲栽培をされている面積は6ヘクタール強で、これからも規模を拡大したいということもあり機械導入を進められています。

【主な説明】

農都整備課 補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

上田委員

補正予算書 36 ページ、ため池等整備事業について、渇水対策を国は急遽出してきた、各土地改良区のほうへ文書出されたということで把握しています。それ地元負担が1.3%ということで、100万円のポンプが1万3000円で購入できるということで、大変有利な補助事業だと認識してはいたのですが、3つの土地改良区からしか要望がなかったということですが、実際にこれぐらいのものなのか。いやいや、やっぱり申請時期等が短かったので、土地改良区のほうで十分に協議する時間がなくて3件にとどまっているのか、その辺の見解を教えてください。

農都創造部（農業）

私も電話対応させていただきました。その中で、まず1点目として、個人として対応してるというような問合せがございました。今回、この補助事業につきましては受益者様が複数おられるものについてという補助の内容になっておりましたので、個人対応については、今回できないのかという問いが1点ございます。もう1点、おっしゃられたとおりで、今回、非常に県からの照会がタイトなスケジュールで県に報告しなくてはなりませんので、土地改良区さんにご迷惑をかけたような次第なんですけれども、

おっしゃられたとおりの期間が短いということも 1 点あったかというふうには電話対応の中で、そのような申出がございました。

上田委員

それでこの事業を見ましたら、これは臆測で言いますけど、各土地改良区の理事長のほうへ文書されたと思っているんですけど、これを見ていましたら土地改良区などというところが申請者になってます。土地改良区などという定義と、そして実際に、水利組合とか、自治会長とかその辺も含めて、複数人ということで 2 人か 3 人で新しいポンプを買って、そしてその受益者数が 3 戸だったらいけるんですよというようなことまでされたのか。まず、国の土地改良区などという等という定義と、そしてそこまで実際にやられたのか。本当に水がないということで、特に困っておられる声を聞きましたので、定義と、そして実際に土地改良区だけにされたのか、どういうところまで広げられて周知されたのかその辺り教えてください。

農都創造部（農業）

今回 PR につきましては、まず最初に土地改良区さん。その後になりますけども、農政協力員さんと認定農業者さんのほうへ連絡をさせていただきました。あと、土地改良区と、ほかの方になりますけども、丹波篠山市になりますと、土地改良区域外のところもございますので、自治会であったり、複数の水利組合さんに、今回、農政協力員さんなり、認定農業者さんを通じて御連絡をさせていただいたということでございます。

上田委員

最後です。私の思いも入っていますが、1 点は渇水対策ということで、水がないのに、今ポンプを据えても水がないじゃないかというところを皆さん思われたところがあったのかなと思いますけど、次年度以降の対応ということで、ポンプを購入していたら、ある程度、次年度以降も対応できるなというところと、一つはやはり水の関係もあったり、どこから水をとって、どうしようかというところが悩まれたというところがあったので件数が少なかったのかなと。もう一つは、時間的な余裕がなかったということで、十分な協議ができなかったのかなと。農政協力員につきましても、案内を頂いたということでそれは大変ありがたいんですけど、特に地元のほうでは国、県が大変タイトなスケジュールで来ましたので思いました。それで、今の 3 件では購入されて活動されると思いますけども、今後こういうこのような事業が、今年、特別に国のほうが予算を計上してきてこのような仕組みをつくっ

たのか、また、これからこのような、もし事業があれば、やはり事前にできるだけ早めに情報を仕入れられて周知していただいたら、もっともっと増えるのかなというような気がしますんで、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

農都創造部（農業） 今後このような濁水がないということはありませんので、このような調査等ありましたら、早急に皆様にお知らせさせていただくのと、周知を早期にするということを心がけたいと思ひます。

渡辺委員 同じ項目です。もうこれの申込みは本当にかなり厳しいなという思ひはあったけども、3件の申込みがあったということで、どこからの申込みがありましたか。

農都創造部（農業） まず1点目ですけども、本郷土地改良区のほうで、簡易ポンプの設置が1件です。2点目は、大山川沿岸土地改良区で水管理に対しての人件費が1件です。あと、最後になりますけど、味間土地改良区のほうで、既存のポンプ場に釜場を設置するというところで、合計3件ということになっております。

渡辺委員 本当に先ほど上田委員がおっしゃったように、こちらも悪かったんですけども、もっと早く気がついていたら、こんなに有利なメニューなかったのにとこの思ひです。とにかく十分検討することができなかつたのですが、今回はハードもソフトも使えたというようなことで、非常に有利なメニューでした。結局、これだけ検討する時間がないような形でしかとれなかつたのはどこの責任ですか。市のほうは多分すぐ来て、すぐに情報提供をしてもらったと思うんですけども、どこで止まっていたんですか。

農都創造部（農業） 止まっているということではございませんでした。実際、細かい日にちになりますと、まず8月4日に兵庫県より丹波篠山市のほうに要望の調査がございました。それが期限として20日ということになっておりました。それで急遽、内部で協議を行いまして8月6日に土地改良区さんに周知をさせていただき、また8月8日には農政協力員さんや認定農業者さんのほうへ周知をさせていただいており、その後、19日まで待つて兵庫県のほうへ要望したということになりまして、市としては、改良区さんに迷惑かけましたけども、県の要望量調査のあった後、早急に対応させていただいたというふうに考えています。

渡辺委員 情報を把握されているかどうか分からないですけども、これは他の都道府県も同じような状況だったんですか。

農都創造部（農業）	これは県からの情報なりますので、他府県も同じ国の補助事業なりますので、同じというふうには考えております。
渡辺委員	兵庫県もすぐに市に情報を渡したという認識で間違いはないのでしょうか。
農都創造部（農業）	今回この水利施設管理強化事業特別型というのは国の補助事業になりまして、この事業については、以前からございました。ただ、このような形での補助の詳細、問合せ等については、先ほど申しました8月4日にあったというところがございます。
上田委員	今日お示しいただいた資料は、5月20日の近畿農政局主催の資料で、2ページには、地元1.3%ということになってるんです。多分、資料の近畿農政局主催の説明会では県の担当者が行っていた。その資料をもらって、そこから市への情報提供まで兵庫県がこの資料を持っていたということなのか。いやいや、この水利施設管理強化事業特別型は7月の終わりか8月中に追加になったのか。その辺りの状況は把握されていますか。
農都創造部（農業）	今回この事業は先ほどもご説明したように、以前から、この渇水対策についての事業は国庫補助としてはございました。ただ、本来、渇水対策ということになりますと、何日間の渇水期間がありましたや、降雨がいついつの期間で何ミリしか降っておりませんでしたというような、細かい規定もございました。今回の令和7年の渇水対策については、その部分については、この国庫補助事業に関しては問わないということが分かりましたので、それが県から通知があって動いたというようなことでございます。
上田委員	県が有利なことを把握したのも8月ということですか。
農都創造部（農業）	そのはずだと私は認識しております。
大内委員	先ほどの続きなんですけども、県の予算もたしか1億円ほどつけてあったと思うんですけども、大変、期間も短いということで、予算が執行を全部されるのか、余っているのか。例えば2次募集があるのかはまだ分からないところですけど、例えば2次募集がまた、年明けぐらいにあったとしたら、即座に市として対応できるのかということをお聞かせください。
農都創造部（農業）	8月26日に知事が会見のほうで、今度は県単独の干ばつ応急対策事業というものを記者発表されたかと思えます。それは、国の事業と何が違うかといいますと、対象の期間が違っております。国は8月1日からの対応なんですけども、県のほうは6月27日か

ら7月31日にかけての干ばつ対策を実施されたものについて補助するということになっております。来週に兵庫県から丹波篠山市に詳細が入ってくるということは聞いておりますので、そちらについても6月27日からの対策になりますので、そちらのほうについても御連絡のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

【後刻、追加説明】

農都創造部（農業） 先ほどの御質問の中で、私の説明の不足がございました。今回の渇水高温対策ということで、スケジュール的にどのようなことになっていたかというところでございますけれども、まず7月31日に農林水産省のほうで渇水対策本部を開催いたしました。その後、8月1日に今回の事業の運用ということで、本来であれば、この渇水対策事業を行うに当たっては、着手届というものを出して、その後事業を進めていくと。その後、また予算を要求していくというような流れでございましたけれども、今回、この8月1日での運用ということが通知されまして、予算を執行していくということが決まり、重なりますけれども8月4日に兵庫県のほうから丹波篠山市のほうに要望の調査があったということでございます。

農都創造部（森づくり担当）

【主な説明】

森づくり課 補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

上田委員

補正予算書35ページ、鳥獣被害対策事業について、今回の補正予算では、講師謝礼ということで銃器安全対策の4日分ということで上程をされていて、その中で今日、資料をつけていただきました。まずその内容をお聞きしたいんですけど、隊員への安全意識の向上の中で、安全管理技能研修会については、この令和8年度隊員向け研修は、令和7年度の予算ということによろしいですね。

農都創造部（森づくり） この令和8年度と書いておるのは、令和8年度に任命する

	<p>隊員をもうこの時点では、猟友会から推薦いただいておりますので、その隊員向けということで書いております。</p>
上田委員	<p>この研修内容ですけど、これは全員が受けられるのか、1人1回だけでいいのか、その辺教えてください。</p>
農都創造部（森づくり）	<p>令和7年度で隊員が1回、令和8年度の予定隊員が1回ということで、続けて7年度8年の問題になられる方は、今年度で2回という格好になります。</p>
上田委員	<p>全員が受けるのですね。</p>
団農都創造部（森づくり）	<p>全員です。</p>
上田委員	<p>それと、今のカード関係なんだけど上の2の猟犬に係る安全対策の3番料(3)が教えていただきたいんですけど、猟犬が山から飛び出さないよう8から10名以上で出猟し、周辺の安全を優先した人員を配置しますということなんですけど。各支部でそれぞれ活動いただいておりますが、各隊8人から10人おられますか。西紀支部で頑張っていたのですが、どう見ても8人もおられないときもあると思うんです。実際にこれが実施可能なものなのか。いやいや、なかなか8人から10人を確保するのは難しい状況なのか。その辺の現在の状況を教えてください。</p>
農都創造部（森づくり）	<p>各支部班では、この人数は確保できないことが多いので、ほかの班支部から応援を要請して、共猟という形でこれまでもやっていたいておりますので、その辺りは可能だというようなことで猟友会と調整しております。</p>
上田委員	<p>結論を言っていたいたのですが、そしたら、今までなら猟犬の場合は4名、5名でも出来た。しかし、場合によっては合同でやられたこともあります。だから、次回からは合同でするようにお願いしておりますよというお答えですか。</p>
農都創造部（森づくり）	<p>そういうことです。</p>
渡辺委員	<p>補正予算は研修の部分なんですけども、ちょっとこの安全対策の部分に触れてもいいですか。先ほどの人員について、私も本当にそれで回るのかなと心配したのですが、できるということだったんで、それはそれで、まずやってもらえたらと思います。それと、頂いた資料の1ページ目の安全に配慮した銃猟の実施のところの(3)銃猟活動計画の作成は、こういう活動計画を作成していただいて、ちゃんとそれに沿った</p>

形で活動してもらおうということは大事なことだと思います。ただ実施の1か月前までに提出してもらって、市のほうで決裁をしてからでなかったら、実際の活動に着手できないというところで、地域から要望という部分については、実際問題、獣害の被害が出ているというような状態で多分要望が上がってきてくるだろうと思うんです。そういう部分については、一定、安全確保は当然してもらわないといけないのですが、できるだけ早く有害捕獲をしてもらえないだろうかということが、その要望を出される方の思いだと思います。ですので、これについては、きちりと計画は作ってもらわないといけないのですが、この1か月前までにという条件をあえて下線を引いてされている部分については、どういった理由でこういう期間が必要だというふうに考えられているのか説明をお願いしたいです。

農都創造部（森づくり） 逆算をしましてこの1か月というのをを出しておるんですが、まず、自治会内、農会でもそうなんですけど、その集落内でどれだけの周知期間が必要かというようなところを計算しましたところ、やはり2週間から3週間、自治会によっては集会でというようなところもあろうかと思っておりますので、1か月程度は周知期間に必要じゃないかと考えております。ただ、捕獲依頼のときに、もう明日にでもというような御要望もあろうかと思っておりますので、そこは依頼者が周知期間が短くてもよいと、早く入ってくれというふうな御要望があれば、その辺りは依頼者と調整の上、調査に入って銃猟を実施するというようなところもあろうかと思っておりますので、我々としてはある程度の期間をやはりとりたい、それによって安全を確保できるというふうに考えておりますので、原則、これでいきたいと考えております。

渡辺委員

今の説明では地域住民の安全確保とかの部分で周知期間ということだと思うんですけども、その周知というのは、計画を出されて市のほうが確認をされて、これで活動しても大丈夫やというようなことで決裁をされて、いついつに入りますよというのが、あってそれからの周知になるのではと思うんです。まだ決定が出てない段階で周知期間というのはちょっと理解がしにくい部分があるんですけども、ちょっともう1

	回説明してもらえますか。
農都創造部（森づくり）	周知というのは、いついつにこういう方法で入りますという周知になります。依頼者並びに集落がその日に、安全を確保できできるように努めていただくという周知になります。
渡辺委員	要するに、活動計画を上げてもらう、活動計画に書かれている部分の実際の実施日については、計画書の提出から 1 か月以降にしてくださいねという意味ですか。
農都創造部（森づくり）	そういうことになります。
隅田副座長	今の同じところなんです、銃猟を実施するには獣害柵をまず全部点検をして破れているところは補修をして、それから銃猟に入れるという認識でいいんでしょうか。また、それは例えば、猟友会の人が、そこそこ広い範囲になると思うんですが、獣害柵の点検をして、こことここが破れてるので地元自治会のほうに、ここを早く修復してほしいと。そうでないと銃猟に入れないといったやりとりがあるんでしょうか。
農都創造部（森づくり）	副座長がおっしゃったような流れになります。
大内委員	先ほどの続きの安全対策についてですけども、以前からも安全対策は多分行われていたと思うんですけども、大きく何が変わったのかを教えてくださいましたらうれしいです。
農都創造部（森づくり）	地元への周知などは、市からではなくて実施隊員からしてもらうようにということとは口頭では伝えておったんですが、ルール化というか、マニュアル化していなかった部分があって、その通知できているとことできていないところがあつたと今回検証して見受けられましたので、そういった部分は徹底していきたいと考えております。あと区域については、はっきりと定めてませんでしたので、今回、特に獣害柵の民家側というようなところは安全確保ができないから実施しないようにというふうに定めております。
大内委員	マニュアル化のところで、先ほども上田委員のほうから 8 人から 10 人の話があつたんですけども、ちょっと人数が曖昧なのかなってところもあるので、もう初めから 8 名だったら 8 名、10 名だったら 10 名以上で実施しますって言ったほうが良いのかと思います。必要なポジションが多分あると思うんですよね。それを明確にさせていただいて、8 名以上で、または 10 名以上でやっていただくというようなマニユア

ル化をさらに進めていただけたらいいと思います。また、高齢化や新しい隊員にも入ってもらわないと続かないというところも、さらに問題なのかなというふうに思うので、その辺りも進めてもらったと思います。

上田委員

先ほどの副座長の確認の中で、獣害防護柵より民家側、山中であっても登山道とかでは銃を使用しないと。そして周辺環境に安全に配慮した区域を市が設定しますということが書いてあります。獣害柵は地域の方々が一緒になって確認しているのと、私たちの現場だと山林の境に獣害柵を設置ではなくて、山中に設置したり、山の頂上まで獣害柵が行っておるといふところが多々あります。ショートカットしてできるだけ安くするために、そのほうが多いです。なぜ獣害柵があっても被害が起きているのかというと、いくら点検しても柵の上から飛び出てくるもの、どうしても道路とか河川等で防げないところからシカ等が入ってきて被害が起きています。そのような現状の中で、実際に獣害柵の中では全く銃を使ったものができないのか。ということは、私たちの地域では銃を使ったものはできません。そのような現実が起きてきているのと、もう1つは銃猟の実施区域を市が指定し設定しますと書いてあるんだけど、これはある程度、そういう場所では獣害柵から民家側の中でも、市が指定したら銃猟をしてもらえるのか、してもらえないのか。その辺の安全対策の考え方はいかがでしょうか。

農都創造部（森づくり）

一定の基準としては、先ほど申しました。獣害柵より民間側は銃猟をしないと定めておりますが、地域の理解を得られる場所については、また要望がある場所については、安全確保できる場所については、民間側でもできるというふうに考えておりますので、場所については、また、その時々に応じて柔軟に銃猟を実施していきたいと考えておりますのでご理解ください。

上田委員

今の説明について、それをするのであればそれを明記すべきであるし、このままでは獣害柵より民家側、山中であっても登山道など人が往来することが想定される場合は実施しないなどと書いてあるので、実施区域を市が設定されるんだったら、その辺だけは、きちり明記するなりしておかない

と、その都度その都度では問題が起きると思います。

農都創造部（森づくり） 今、ご意見をいただいた内容を踏まえて、もう一度、精査をしていきたいと考えておりますが、今、考えておるのは先ほど、申しました地域との調整の中で実施区域を検討していきたいと考えております。

上田委員 市はそう考えてるのですが、実際に実施計画書を出されるのは猟友会になるわけです。だからその辺りは猟友会にきちりお話をしておかないと。市が計画書をつくられるわけではなくて、1か月前に副隊長が作成して提出されるので、その辺りはきちりと猟友会に話しておかないとできないと思います。その辺は徹底しておかないと無理だと思いますけど、どうでしょうか。

農都創造部（森づくり） 地域から依頼を受けたときに、獣害柵より民家側ですけど銃猟どうでしょうかというような御相談もさせていただいて、安全確保ができるということになれば、隊長名で実施隊に銃猟の指示をさせていただきますので、スムーズな銃猟ができるように心がけたいと考えております。

渡辺委員 課長から説明していただくのですが、説明が市の立場なのかもひとつよく分からない。これは基本的に実施隊のルールだと思うんです。ところが、実施隊の隊長は課長なんです。これも何かおかしいことになっているのですが、本当は、実施隊が市に活動計画などを提出して、市がそれでオーケーを出して猟をしてもらうということなのですが、いろんな事務を課長が二つの顔を持ってしてもらわないといけない状態になっているのかなと思います。当然、この体制をつくるには本当に、本市も先駆的な取組をしてもらっているんですけども、部長、今の体制で本当にいいのかどうかを1回、考えたほうがいいのかないかという思いがあるんです。結局、隊長が森づくり課長として、現実的には決裁していくことになるんで、自分が出して自分が決裁するみたいな形になってしまっています。この安全対策をいろいろ決めていくにしても、ちょっとその辺りが二つの顔を持ってやられるのがいいのか、そういうようなことで、今後、警察のほうのいろんな指導も受けていく中で、いろいろ課題が出てくるのではないかと思うので、今回どうのこうのということはないけども、非常に

いい仕組みではあるので、実施隊と市との関係性について明確にしといたほうが、何か事故あったときに責任の所在とかいうか、その辺りもはっきりするのかなという思いを持ちながらちょっと聞かせてもらいました。その辺りについて、特段何も問題ないのか。幾らか題置を感じられているのか。部長はどういう思いを持たれてるんですか。

農都創造部（森づくり） 令和6年度までは私が隊長でございました。おっしゃる指摘はは双方代理みたいな形で問題はないかという御指摘をいただいていると思います。他市町で同じ法律に基づくこの実施隊の制度をとって、当初は担当課長が隊長につくということでもうちも制度設計してきたんで、おっしゃるような問題も確かにあるかと思いますが、こういった問題に対して、こういった対応しているかということは確認してまいりたいと思います。一方で、現実には、隊長がいるんですけど、副隊長また班長が、先ほどから問題になってますどこで実施するか、今回もこの事故を受けて、さらに安全に実施できるかというのは、実施隊員自身がよく知っていますので、隊長は指示命令する立場なんですけど、一方で森づくり課長は許可捕獲の許可を与える、おっしゃるように二つの顔を持っていますので、そこで齟齬が起きないように運用を確実にするとともに、最初に申し上げました、そういった課題を解消してあるような事例がございましたら、それも研究して御心配されるようなことは起こらないように体制も見直すように研究してまいりたいと思います。

金崎委員 この続きの件ですけれども、研修会は10月と3月と年に2回開催されるという認識でしょうか、教えてください。

農都創造部（森づくり） 今年度については、現隊員と次期隊員ということになっております。来年度以降は、隊員を任命する3月に開催を1回予定しております。

隅田副座長 先ほど課長のほうから獣害柵の点検を実施して修復をして銃猟を行うという説明は受けたんですが、そういうことがここには書いてないんです。この過程の記述と、先ほど上田委員からの話してもらった獣害柵の中で銃猟を行う場合の条件も、一つの項目として取り出して、この場合に獣害柵の中でも銃猟が実施できるといったふうな項目を列挙する必要があ

農都創造部（森づくり）
荒木委員長

るんじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。
今、調整をしております安全基準の中で、先ほど御指摘の
あった分については盛り込む予定にしておりますので、また
お示しできると考えております。

ここまで綿密に活動計画だったりをきちっとされるのであれば、ホームページでいつどこで銃猟の予定ですみたいなことを載せられたら、情報が市民にも早く届くのではないかと思います。私も近隣を調べましたら朝来市と丹波市はホームページ上に鳥獣捕獲活動の計画スケジュールを出されていたりするのでまた参考にしていただきたいと思います。

観光交流部

【主な説明】

商工観光課、丹波篠山国際博担当 補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

上田委員

万博の関係です。本会議の初日において、基金の繰入れ等は、どう考えてるんだという総括的な渡辺議員の質問があったと思います。今もある程度、雑入関係も含めた中で少し見通しが甘かったというふうな課長からの御説明をいただいたんですけど、その中で、できる限りのことはやっていたということでした。当初からこの万博推進事業については、ホップステップジャンプということで、次につなげていくということで、一つは春のオープニングがあります。ワンステップです。次、夏のイベントデカンショ祭でツーステップです。最後は秋でもう1回ステップアップします。そしてその市民の心の醸成を次年度につなげていきますというコンセプトで当初からされたということで理解しております。そうした中で、今日の資料の中の万博推進事業の委託料の中で、少し忘れているところがあって申し訳ないんですけど、この周遊バスの運行委託料の632万5000円の減、または直行バス運行委託料の194万3000円の減。貸切り列車の83万7000円の減。これは全て当初から春に計画され

ていたものなのか、いやいや、急遽、秋のイベントを削られて、このような歳出減をされたのか、その辺りの減の要因を教えてください。

観光交流部

まず市内周遊バスの運行につきましては、当初4月から予定をしておりました、月2便の12か月の24便を運行させようと思っておりましたが、観光庁の補助金のこともありまして、採択を受けてからの運行をせざるを得ない状況になりました。今は10月に3便、11月に1便の4便を運行です。次に、京阪神直行バスの運行につきましても、当初4月から予定しておりましたので月2便の12か月の24便、運行させようと思っておりましたが、こちらも観光庁の補助金関係もありまして、11月から12便の運行を計画をさせていただいております。団体貸切り列車に関しましては4月1日と4月5日につきましては、運行させていただきましたが、12月と1月に、あと2便、貸切り列車を運行、させる予定です。減額が生じたのは、4月1日、5日の分で、当初予定した人数よりも少なかったなのでその分に関して減額をさせていただいた次第です。

上田委員

バスについては今後も秋に向けても計画していくということですね。周遊バスというのは、実際にどのようなルートなのか。全市的に走るのか。いやいや、もう少しこの元の中で、もう少し距離等を短くされたのか、当初の企画より変わってるのか、その辺り教えていただけますか。

観光交流部

昨年度に市内周遊バスの実証実験をさせていただきましたが、当初は、いろんな都市部でもされているように、ずっと同じ場所をめぐるというような形で運行させたかったんですが、やはりいろんな状況を踏まえまして、そういう状況で運行させるというのが難しいということが分かりましたので、今回の市内周遊バスに関しては、篠山口駅からなかなか行けない今田のほうで陶器まつりを楽しんで頂くとか、そういった形でずっと回るわけじゃなくて目的地をきちっと決めた上で、市内周遊バスの運行を考えております。

上田委員

周遊バスは今田方面だけですか。東のほうとか北のほうとかは計画されていませんか。

観光交流部

今田方面もですし、あともみじ三山ということで、秋の11月には高蔵寺ですとか文保寺、大国寺の方をめぐるコースも考

えております。

上田委員

はい、分かりました。結果的にこのような歳入歳出で、実際に 3,489 万円が歳入で減というところと、今回は 9 月補正で 1,781 万円下げますよということは、約半額の 1,700 万円ぐらいは実際に、差引き足らなかったというようなところだと思います。それで、先ほど 1 番初めに言いましたように、丹波篠山国際博というのは、美しい日本の農村未来へという、最後のポイントは未来へというところなんですけど、予算上はこのような状況で、少し当初から全て計画どおりにはいかなかったんですけども、美しい農村未来へという未来へ向かうのに、後の秋から来年の 3 月に向けてどのように考えておられるのか。予算も含めたり、また全体の企画プロデュースも含めて教えていただいてほしいと思います。

観光交流部

秋の盛り上げに関しては、今、河原町のほうで「いらか」ですとか、市民推進委員会に入られている団体の方が今、盛り上げを企画くださっていますので、そっちをバックアップさせていただきたいと思っています。次にフィナーレにつきましては、なかなかもう春のプロジェクトマップのような大きなことはできないと思っていますので、今、私たちがしないといけないというのは市民推進委員会に入って入っていただいている約 250 団体、その方たちが丹波篠山国際博を 1 年間やってよかったね、これから未来へつながっていいねっていうような気持ちになっていただけるように、お金をかけずにやりたいと思っています。

上田委員

国際博推進委員会の方はもちろんそれを分かって入っておられると思うんです。それはそれでいいんです。あとやっぱり新市民の方のほうを向かないと、その人たちはやって満足やっとなということでいろんなことやっておられますんで、いいと思いますけど、やっぱりこの一大事業というのは、日本の美しい農村未来へということはやっぱり市民がこれを契機として、次につないでいきたいという初めからコンセプトで始まったと思いますんで、推進委員会の方はもちろんですけど、やはりどう市民が次の展開につないでいくか。そこをやっぱり大事にしてもらわないと、ちょっと考え方が小さいのかなというような気がします。

観光交流部	<p>上田委員がおっしゃったように市民推進委員会の方と、市民の方が皆さんがやってよかったねと言われるように、フィナーレについては考えていきたいと思います。</p>
上田委員	<p>38 ページの観光客おもてなし事業の中で、直接の委託料と篠山桜協会補助金の 200 万を組んでいるのが、さくらの整備ということなんですけど、お話の中で篠山川については 100 万円は、これは河合先生の思いがあって使えますよということだったんですけど、残りの 180 万は市内全域、桜協会の会長さんも、できるだけ市内等でもやりたいんだというところまで言われたんですけど、これの今のか所とかその辺は、どのように考えておられますか。</p>
観光交流部	<p>今回の桜に関するものに関しましては、先ほど課長からも説明させていただきましたけれども、市が直接執行する分と、桜協会に補助金を出して執行するというようなものを挙げさせていただいております。市が直接執行するものにつきまして、まず 80 万円についてはキリンビール株式会社からの補助金という形になりますけれども、この補助金の申請自体が、篠山城跡周辺の桜を整備しますというような条件でいただいているような補助金になりますので、城跡周り、近隣の南新町付近の桜並木も含めてになりますけれども、この周辺の桜並木の管理に充てていきたいと考えております。また河合岳雄氏からの寄附に関しましても、篠山川沿いということで、特に城下町の篠山川沿いということでしたので、先ほどのキリンビールの 80 万円と合わせて、180 万円でこの城下町の篠山川周辺の整備に充てていきたいと考えております。また桜協会に補助金を出す 200 万ですけれども、この使い道については、これから桜協会と協議をして使い道を決めていくという形になります。桜協会は丹南地域の自治会がたくさん入られてますけれども、そこに限らず市内全域広いところで、できるだけ活用していきたいというような意向を桜協会の皆さんは持っていらっしゃると思いますので、市内全域で活用できるような形で桜協会と協議をしていきたいと考えております。</p>
隅田副座長	<p>38 ページ、商工振興施設管理費について、タブレットの資料で、市民センター1 階多目的ルーム、間仕切りが壊れておるので、これを今回修理するということでした。先日ですが、私が</p>

国際博の関連で二階の多目的ホールを借りるということで、金曜日にお願いするとそれは駄目ですということで、話を聞いたら1階で太鼓の練習をしておるとということで、金曜日は全部駄目ですと言われました。その理由も聞いて、しかし、日の設定が難しいので金曜日にその事業をさせていただきました。事情聞いておったように、8時ぐらいからちょっと太鼓の音が聞こえてきたなということがあったんですが、太鼓の練習する人もやっぱり周りにも響くのでやっぱりそういう音が響かない場所が欲しいという希望があるのも分かります。しかし、そこでされると二階の広いところが非常に使いづらくなるということも含めて、1階の多目的ルームの屋根のところに防音材といいますか、そういう工事をして、太鼓も練習できるし、二階の多目的ホールも使えるというふうな改修工事をする必要はあるなと今回感じたんですけども、その問題意識というのはどういうふうにして持っておられますか。

観光交流部

市民センター1階に多目的ルーム1というところがございましてこちらについては、開設当初から音楽のイベントとかができるような部屋になってございます。こちら多目的ルーム2、3につきましてはそういったことを想定していなかったところです。太鼓の練習をされていると、かなり大きな音と振動があるということで、2階にも影響があるなというふうに思っております。CDなどで音楽を流しながらダンスをされている団体さんとかもいらっしゃいます。そういったことも今後考慮していかないといけないと思いますけれども、それがどのぐらいの施工すれば、どのぐらいの経費になるのかとか、効果があるのかというのは、一度検討させていただきたいと思うんですけども、すぐには難しいかと思いますが検討をさせていただきます。

隅田副座長

再度、私が言いたいのは、1か所使われる影響で、ほかのところが使えない、利用を断っておるといった現実がありましたので、やはり下も使えるし上も使えるように、それがどのぐらいの費用がかかるのか分かりませんが、対策を講じる必要があるのではないかとということで、管理をされている担当課がどういった認識を持っておられるのかなということをお聞きしました。対策を講じるようなことを検討していただきたいなということ

観光交流部

でございます。

利用の方法といいますか、運用につきましては、また指定管理者のほうとも相談をさせていただきたいと思います。

大内委員

同じことで、質問させてください。この間仕切りは使用頻度が低いと思うんですけども、こうやって潰れてるのは経年劣化なのか、事故なのか教えてほしいのと、あとは保険適用ができなかったのかを教えてください。

観光交流部

こちらの間仕切りにつきましては経年劣化ということで、また開設以来かなり年数がたっておりますので保険適用や、補償等の対象にはなっていないということで御理解いただきたいと思います。

渡辺委員

観光施設整備事業について、ぬくもりの郷の豆腐の製造機械の修繕の予算です。この分の財源については温泉地施設整備基金のほうから充ててもらってるという形で、一般財源ではなく、そういう形で使ってもらってる分は評価させていただきます。ただ、かなりいろんな設備機器も開設からも大分経ってきて、かなり老朽化もしてきている状況だと思うんです。そういった部分について幾らか、その基金を使うというふうにも、市のほうで全部を見ていくということは難しくなってくる可能性もあるという思いを持っていますので、このあたりで幾らか指定管理者とか、ゆめ豆腐さんと、そういう施設のところで、なかなか大きい金が難しいやろうけども、設備の更新に向けて、少しずつでも協力金をプールしていってもらえるようなこともしないと、壊れたからすぐに行政側のほうで全部対応しておいたら時間もかかるし営業にも影響を及ぼすし、そういうこともちょっと考えていってもらわないといけない時期に来てるかなと思うんですけども、その辺りの修繕費の割り振りとか負担割合とか、どこまで見るとか。そういった修繕費用の積立てみたいなことについては何かしら、既にそういうものがあるものなのか。なければ幾らか検討もされている状況なのか。その辺りの説明をお願いしたいと思います。

観光交流部

指定管理施設で、設備や施設の修繕につきましては、基本協定書の中で、リスク分担という項目がございます。そういった設備の修繕については10万円を基準としております。10万円未満のものについては指定管理者のほうで直す、それを超え

るものについては、設置者が責任を持つということで分担をしております。まさにこういったことが続いておりますので、我々内部でも、話をしていたところではあるんですけども、指定管理の切替えのときにそういったお話を指定管理者と相談をさせていただくのか、また本当にスピーディーに対応するためには、ある一定の基金的にプールをしていただいてということを経験事として盛り込むのかとか、そういったことは相談をさせていただく必要があると考えているところです。どのような形になるか分からないんですけども緊急的に直さないといけないものというのがかなり多くありますので、そういったことにはできるだけスピーディーに対応できるような方法で指定管理者と相談していきたいと思っております。

■ 日程第2 議案第60号 令和7年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第1号）

上下水道部

【主な説明】

経営企画課 説明

【主な質疑】

隅田副座長

今回、国のほうから能登半島地震を踏まえて市に交付金が大きく増えてくるんですが、それによって当市における管路及び各家庭への支路の改修計画というのは、さらにピッチが上がるというか、メーター数が上がるという形になるのでしょうか。現状の計画と、政府が今回1億400万円を増やしてくれたことによる計画の変更があるんでしたら説明をお願いします。

上下水道部

現状の計画として、年間の延長3キロから4キロ程度の管路更新を行っており、その計画は変えずに事業を進めていきたいと考えています。

隅田副座長

国が指摘している改修を早期に進めていくようにということと、市が経年劣化等を見て改修しなければならないと決めておる計画の間に齟齬はないんですか。国の言うレベルまで追いつくには、今の3キロから4キロの間という言われたのを、例えば4キロから5キロに増やさないといけないとか。そういうふ

上下水道部

うなことは国の言う基準からすると、市としてはそんなに1年間の工事距離数を増やす必要はないという認識なんですか。

現在、漏水のしやすい硬質塩化ビニール管の接着接合の管路について重点的に老朽管路の更新を行っており、また、耐震路線となるように耐震管へ更新していますが、市の財政面を考慮すると、現在の計画で進めるのが1番いいと考えております。

■日程第3 議案第61号 令和7年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算（第1号）

【主な説明】

経営企画課 説明

【主な質疑】

— 質疑なし —

■日程第4 その他

議員間協議

議案第56号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第6号）

議案第60号 令和7年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第61号 令和7年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算（第1号）

—部長等への確認 なし—

—市長等への質問 なし—

意向確認

議案第56号 令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第6号）

議案第60号 令和7年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第61号 令和7年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算（第1号）

—全員賛成—

荒木座長 この結果を含め、執行部との質疑、答弁の内容について、座長報告
を行いたいと思います。報告については、座長に一任願いたいよろ
しいでしょうか。

—異議なし—

荒木座長 それでは、審査が終了しましたので、閉会に当たりまして隅田副座
長より御挨拶をお願いします。

隅田副座長 あいさつ

閉会